

『亀が岡』の誕生

労信販「逗子団地」として造成

「この辺りはほとんどが雑木林でして、杉などはあまりなかったですね。地元の人には、ガスが引けていなかったから、よくタキギ拾いに来て燃料源にしたものです。春先から夏にかけては、山百合や藤がきれいでした。ねえ……。そこに宅地が造成されるというので、やはり反対する人が出ましたよ」。

標高約七十〜八十メートルの丘陵に、逗子市で初めての大規模住宅地が造成（造成後は六十〜二十メートル）されることになったのは、昭和三十八（一九六三）年のことである。

この二年前の六月末、逗子市は連日豪雨に見舞われ、市内の田越川が氾濫し、床上浸水家屋千六百戸以上、全市の約八％が冠水するなどの被害をこうむった。

このため、山を削り谷を埋めたら小坪地区でも被害が出るのではないかと懸念したわけだが、現在のような環境アセスメント制度があるわけではなく、比較的スムーズにクワ入れの運びとなったようである。

東京労働者信販生活協同組合（労信販）の「逗子団地」申込み案内によれば、

「湘南方面は土地柄から見て東京のベッドタウン、別荘地観光地区としても一級地であります。——中略——（労信販は）約一年半に亘る間、候補地の調査と検討を行なっていました。その結果決定した現地は、逗子駅より約千五百メートル、鎌倉駅より二千五百メートルの所にあり、逗子海岸、材木座までは約八百メートルの地点にあります。道路をへだてて、有名な披露山公園もあり、付近一帯は住宅分譲地として発展中であります。ま

た、学校は、近くに有名校があります」。

いささか誇大表示の個所もあるが、労信販にとっては、過去の江戸川台、狭山ヶ丘、相武台前等の分譲地以上に規模や資金の面で大事業となり、労信販加入の組合員に対し大々的に宣伝するとともに湘南地区における第二、第三の宅地開発を進めるうえでの橋頭木（堡）と位置づけたのであろう。

さて、亀が岡の宅地造成工事はどのように行われたか、当時の資料などから述べることにする。

▽所在地名 神奈川県逗子市小坪字甲中谷



吉田さん宅（27-14）と小野さん宅（28-8）の間から披露山方面を写す = 昭和39年11月

地。

（地元の人はこの辺りを「中谷戸」といった）
▽造成面積 山林が約十三万九千平方メートル、農地が一万平方メートル、合計十四万九千平方メートル（約四万五千坪）

このうち、道路および公有施設面積として三万二千平方メートル（約九千八百坪）が計画上見込まれていた。

▽請負工事業者 国土建設（株）、本社、東京都新宿区市ヶ谷。創立、昭和二十一年。資本金一千万円。

労信販から請け負ったのは初代社長で、現在には二代目社長、岩崎正俊氏が後を継いでいる。その岩崎社長によると、

「当社の社員は十名程度が造成工事に従事しました。下請業者には、新日本土木、日本自動車がありました。日本自動車は、このあと周辺の小坪団地を手がけてね、私どもも亀が岡の完成後、周りの土地を買い取り、造成して昭和四十三年頃販売した記憶があります。大洋不動産興業や兼松江商なども周辺開発をしていました」

▽工事期間 昭和三十八年七月〜四十年八月。敷地と道路工事は第一期、第二期および第三期に分けて実施。

逗子団地工事の中間報告と第三期工事
お払込みについて（昭三十九年一月）

——労信販の資料から抜粋——

「逗子団地造成工事は順調に進んでおり、既に第一期工事、百十区画、第二期工事、約百六十区画が完成し、登記手続きも残金お払込み次第完了します。——中略——

第三期工事は整地工事をほぼ終了し、排水工事、擁壁工事に着手しております。

昨年八月、募集時の計画では、五十坪で約七間の正方形でありましたが、現地説明や契約時にご了承頂きましたように、南北約八間、東西約六間の矩形と致しました。これは住宅建設に採光等の便宜を図ったためです。また、若干の道路位置の変更により、

場所が若干変更されましたこと、面積に増減がございましたことはご了承頂たくお願い致します。——略——

再び岩崎社長の言。

「亀が岡の地質は関東ローム層などではなく土炭岩といわれる非常に固い土の塊りでした。そのため土木工事はかなり難渋しましたね。掘削した土は百五十万立方メートルにもなり、これは谷戸の埋立てに使用しました」

▽請負金額 国土建設が請負った工事代金は

造成工事 三億二千八百万円

附帯工事 一億一百万円

合 計 四億二千九百万円 であつた。

国土建設は、亀が岡のほか、東逗子団地、葉山団地を昭和四十一年から四十三年にかけ自社開発しているが、金額規模はいずれも一億円台にとどまっている。なお、労信販が亀が岡に次いで宅造した葉桜団地は、

私どもの住宅地が「亀が岡」と名づけられたのは、造成工事が完了する昭和四十（一九六五）年夏ごろのことである。

それまでは労信販が「逗子団地」と仮称していたので今でも「亀が岡団地」略して「カメダン」と呼ぶ人もいるが、一般地名としては「亀が岡」（しいて言えば団地ではなく住宅地）が正しい。

なお、地番整理を行うまでの時期は行政上の地名として使用されてもいた。

余談になるが、舗装以前はあまりにもひどい凸凹道路であつたため「デコダン」実車になりました「ア」なんて、無線連絡するタクシーの運転手もいた。

「亀が岡」の名称の由来

さて本論であるが、「亀が岡」の名は、労信販から抽選によりここに宅地を求めた方、今ではその大半が居住されていることになるが、その居住者の考えが反映されている。

当時、労信販は、地元の小坪に住む市会議長の平井繁雄氏に住宅の名前をつけてほしい、

国土建設が手がけたものではないという。

▽一区画の価格 労信販の「区画図及び価格表」によれば、区画は第一ブロックから第五ブロックに仕切られ、三・三平方メートル（二坪）当たり一万七千五百円、一万五千八百円。これに道路および公有施設負担分として、一区画（約百六十五平方メートル五十坪）当たり二十三万七千円加算したものが一区画の価格であつた。

ちなみに、申込案内には※印を付して、「付近の地価三万五千円、四万五千円」の記載があり、その後に分譲された葉桜団地は、三・三平方メートル当たり約八万円であつたという。

亀が岡の開発は、宅地造成等規制法によつたが、葉桜団地が適用を受けた宅地造成等事業法以前のものと特に規制が強くなかつた。

と依頼し、次ぎの四つが候補として土地購入者へアンケートされた。

①望海苑 ②理想郷 ③鷺浦台 ④亀が岡
①と②は注釈をつけるまでもないが、③は昔、小坪の浜にサギが群棲し「鷺ガ浦」といわれた。④は鎌倉時代、源頼朝の愛妻が小坪に住んでおり「亀の前」と呼ばれた。その小坪の丘陵にできた住宅地であることから「白」や「岡」をつけたと説明にあつた。

居住者多数の希望で

結局、平井氏は「希望の多い「亀が岡」がよい」と労信販へ回答したのだが、その際、「団地」とは鉄筋の高層住宅群のことをいうのだから、ここ（亀が岡）には「団地」という字句はつかわないでほしい」と注文をつけたという。

「亀が岡」を航空写真で見ると、亀の甲の形に見えるが、平井氏によると候補に挙げた

それ故、亀が岡の道路は幅員が狭く、擁壁や側溝の資材も造りも粗末なものであつた。さらには、労信販の造成計画にも問題があつたようだ。全戸に供給する水道水は丘の下から揚水ポンプで汲み上げれば十分と考えていたようだし、道路舗装にいたつては計画に入っていたのか否か？ 労信販は初めての経験とはいえ、大規模宅造のノウハウを知らな過ぎたようである。

その結果、計画時の緑地・公園候補地あるいは道路用地まで宅地として販売または他業者へ転売し、その代金を水道タンク建設や道路舗装の資金に充当したのである。

昭和四十年九月、自治会が発足、労信販が当然対応すべき課題まで背負い込んで、住みよい亀が岡をめざし二十五年の歩みを踏み出したのである。

時は全く意識になく、偶然の一致であるという。

ちなみに、逗子駅近くにある亀が岡八幡宮は、ご祭神が大和時代の応神天皇であり、神仏分離制度により延命寺の管理を離れ明治六年に村社となっている。建立時期は不明だが、境内がなかなか丘陵であつたので「亀が岡」と名づけられたと記されている。

もともとここは、大正二年までは村誌などに八幡社、八幡宮、八幡神社とあり、固有の名はない。大正十二年の「逗子八景」にはじめて「亀ヶ岡八幡宮」と対称す」とあり、

はじめに亀ヶ岡の名が出てくる。昭和になると、里人は亀ヶ岡八幡宮または清水八幡宮と呼んだという記録がある。それがいつの間にか「清水」が消え「亀が岡」だけ残ったものらしい、と郷土史家の一人は推論している。

いずれにせよ「亀の前」とのかかわりはないようである。

41年の春、会報を創刊 自治協議会通信の名で

会報は「亀が岡自治協議会通信」として第一号が四十一（一九六六）年四月十七日に発行され、四十八年三月の第十四号まで続いている。この間に四十二年一月、「亀が岡月報」翌年五月には「亀が岡だより」と名を変え「第一号」が出された。五十三年二月に「かめがおか」と改称されて今日に至っている。

当初の会報をみると、道路、水道の未整備について労信販への非難、市・県への移管促進の件が毎号のように出ているが、そのほかいくつか拾ってみよう。「通信」は「自治協議会通信」の略）

〔通信第一号 '66・4・17〕

○電話―当初団地電話の方針。申し込み数まとまらず、電話事情も好転したため普通電話にすることになった。

○郵便―逗子郵便局と交渉、ポストが新設された。郵便物には地番だけでなく「亀が岡」と記入すれば配達が一層スムーズにいく。

〔同第二号 '66・12・1〕

○電話は、単独電話↓団地電話↓共同電話と目まぐるしく変わった。しかし、予定の三倍の本数が開通した。今後は各自で局へ申し込んでほしい。

○ご意見箱 遊園地に設置した。記名、無記名は自由。

○備品 事務局の足として中古バイクを五千円で購入した。免許を持つ人に無料で貸す。ガソリン代は月百五十円くらい。

〔同第三号 '67・7・1〕

○ネズミ退治 2月10日から一斉に。ネズミ、居住者とともに増えたが、ようやく

姿消す。

○役員手当 ▼四役（五人）一人年三万円
▼幹事（四人）一人二万円 ▼会計監査（二人）一人三千六百円。

〔同第四号 '68・2・10〕

○上水道の県営移管に成功、四十二年十二月二十五日。

○小坪小学校通学路安全対策、二応の成果。
○夏休みラジオ体操の会 逗子海岸で楽しく海の祭典 寒風について運動会―新春のつどい。

〔同第五号 '68・7・1〕

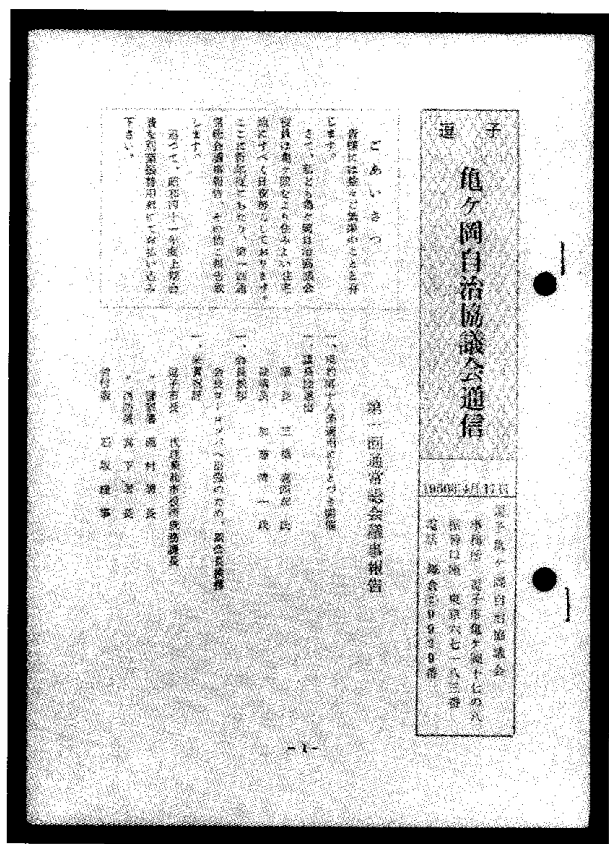
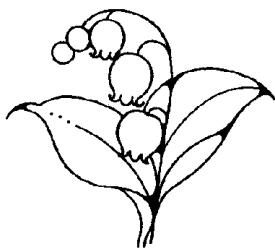
○労信販への不満多し。緑地いつの間になくなり、児童遊園地（公園のこと）のみに。交渉したがいまさら緑地再現不可

能。

○消防の件 消防分署が開設された。
〔同第六号 '68・12・14〕

○青空集会 出席少なくなりやめ。亀が岡だよりなどで伝達を徹底させる。

○役員手当 ▼四役（五人）一人年一万二千円 ▼幹事（五人）一人六千円 ▼監査（二人）一人二千円に切り下げとなる。



昭和41年4月に創刊された第1号

自治会活動の歩み

環境の整備をめざして

道路、水道に会館

自治会悩ませた三点セット

道路、水道、それに会館——これが自治会が長年かかえた三点セットであった。歴代の自治会役員はその改善、整備に大きなエネルギーを注いできたが、水道、会館はともかく道路の市道への編入、全面舗装には十年余という歳月を要した。通常、住宅団地ができればこれらは整備されているものだが、亀が岡住宅地は逗子市内の大型宅造第一号とはいえず、これらが自治会の重要課題であったのである。二十五年の歴史のうち、後半は公共下水道や側溝の修理促進、さらに会館増築へと課題は移る。これらのうち、公共下水道と側溝はいまも進行中である。いずれも関係市会議員の方のご協力をいただいている。

道路

労信販（東京労働者信販生活協同組合）が亀が岡の造成にあたり、道は幅四層のものが多く、六層幅の部分がわずかしかなかった。しかも簡易舗装——というのは違法ではない。法になつたもの（注）であつたが、いかにせん工事が雑で、道はたちまち穴だらけ。婦人のハイ

ヒールは、かかとを道にとられて歩行困難となり、タクシーも「亀が岡」ときくと、拒否反応を示すありさま。

自治会では、これをなんとかしなければ、と署名運動を行い、労信販や逗子市へ強く訴えた。自治会役員会の平井相談役らの働きかけて昭和四十一年（一九六〇）年秋には六層の道は先に舗装して市道に認定し、四層道路については舗装がすんでから市道へ、ということになった。しかし労信販に資金がなく、「駐在所用地（二ノ三先）」として確保していた土地を売却して舗装代金にあて、ようやく二百分を市へ移管するなど、四苦八苦であつた。

一応の舗装に10年

労信販や市との交渉難航

ともかく舗装工事は遅々として進まない。自治会では市へもたびたび陳情。「市民税はちゃんと払っている」「消防車もこんな道では活動できない」などと訴えたが、初めは市長も自治会役員には会おうとしなかったという。市では「私道を舗装することはできない」といい、法も改正されて「いまのままで引きとれない。舗装にはアスファルトコンクリートで厚さ五センチ以上が必要。さらに排水溝も手直ししてもらわないとダメだ。この工事には

五千〜六千万円かかる」という。

これに対し市から舗装をするようにといわれた労信販は「そのような資金はない。はじめ市への移管には六百万円が可能と計算していた。やりくりがつかない」とウチがあかず、「道路問題は住民最大の悩み（昭和四十四年、一住民）のまゝ推移した。四十四年には七一人の署名をそえて市へ要請している。

第一次舗装工事分（主に六層の幹線道路と四層道の一部）ができたのは四十五年三月のことであつた。四層道路の舗装工事については労信販から市へ五百万円寄付し、市では小坪線の本舗装工事でジャリやアスファルト片がかなり出るのので、これを亀が岡に敷いてローラーをかけ、その上へアスファルト舗装するなど、やりくりして工事を進めた。市の工事は四十七（一九七二）年から五カ年計画で実施され、四十八年二月の逗子市会で「特別のはからい」により市道に認定（登記は労信販から市へ寄付された昭和六十一年十一月）されたのである。当時はまだ舗装工事が進行中で、市会では「私道なのに市で舗装するとはどういうことか」という疑問が出されたが、市長は「舗装が終われば市道に編入される」と答え、市道への認定がなされたという。四層道（労信販と国土建設分）の全面舗装が一応終わったのは、昭和五十三年のことである。

（注）造成当時は、宅地造成等規制法（昭和三十三年施行）と建築基準法があつた。宅地法は主に崖面を対象とした規制であり、道に

ついでに条文はない。道幅を規制するのは建築基準法で、それによると「幅は四メートルあればよかった。舗装については三十九年の宅地造成等事業法でも、簡易舗装でよく、ジャリを敷いてあれば「合格」であった。ただ、同じ法の適用を受けていた大洋不動産団地、新日本建設の団地は道幅を六メートルにしている。

都市計画法は、宅地造成等事業法を吸収して昭和四十四年六月施行されたが、この法では、大型宅造の場合「道幅は六メートル以上。舗装はアスファルトかコンクリートで」とし、簡易舗装は認めていない。翌年、逗子市で出した開発指導要綱も同様で、亀が岡の道路の市への移管が、円滑に運ばなかった理由の一つに、こうした法規制の変化もあげられる。

「幻の公道」の身代わり

裏階段ものがたり

亀が岡の造成当時はA・B（図参照）へ山道が続いていた。これが「公道」であった。

ここを昭和四十一（一九六六）年五月ごろ、労信販が横須賀の業者へ売却、法（のり）面は切りくずされて宅地となり、崖は絶壁となつて「公道」は事実上、消えてしまった。その後、土地の持ち主は何回かわわっている。

住民は、北側へ降りる道がなくては不便なので、居住者の奉仕で山道程度をつくり「小平入口」（現・緑ヶ丘入口）への通路とした。

しかし自治会は、このままでは困るので、労信販に対し「元の公道を復活するよう」抗議した。だが、話が進まず、昭和四十三（一九六八）年には自治会から市「公道の復元」

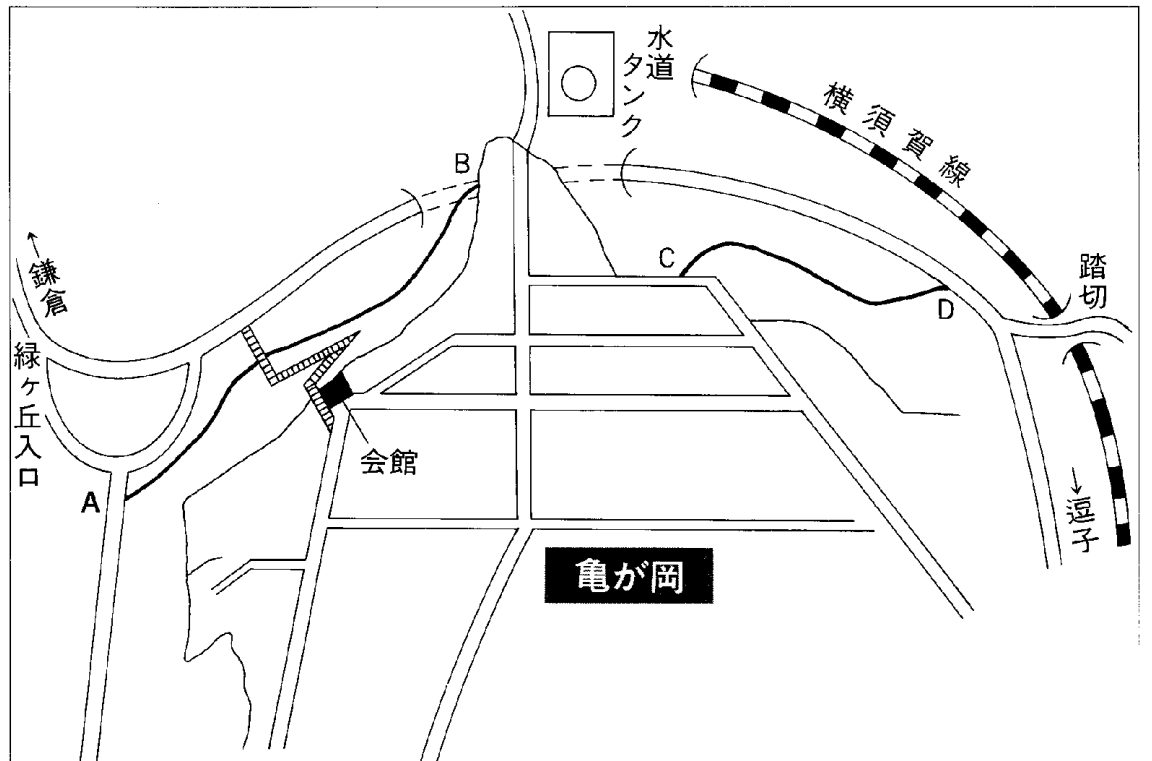
を陳情し、同年暮れ、自治会、市、土地所有者の三者が話し合った。この宅造工事は無届けであるが、法面は復活することなく、結局、東京ガスの工事前階段（現在のクリーニン

店わきから亀が岡への階段）を自治会が借り、コースをつくることになった。

自治会ではさらに裏階段整備のため、役員のほか会員八人で構成する特別委員会をつくり、このコースの補修や手すりをつくったりした。昭和四十四（一九六九）年七月のことである。

だが、このようにしてできた階段も次第に隙間ができ、土どめのセメントの壁も亀裂が生じて、危険になったため、自治会では昭和五十（一九七五）年、住民五〇六世帯の署名を集め、写真も添えて市へ陳情した。その陳情書は、四十三年の時と同様に、「このルートは住民が万一時、北へ逃げる唯一の避難路」と力説したうえ、「土どめのセメント壁がくずれたり、階段が使えなくなつては大きな混乱を招くので、修理を要望する」というもの。

しかし、このコースがもともと「道」ではないことが対策を進まなかった一因のようである。亀が岡の造成当時、いくつかあった山の公道は、住宅地内の道に振りかえ、市へ移管



されたのに対し、このA・Bコースの公道は、もともと「広げて車も消防車も通れるようにする」（労信販）ということになっていたの、振り替えがなされることはなかった。無届けのまま道が切断されたため、「公道」は上部と下部に面影の一部をとどめるだけの「幻」のも

の「(注)廃道ではない」となった。登り口の階段の三十数段のところは、東京ガス所有だが、工事用のもので、「道」ではない。従って会館わきから降りる「道」は、公式には下のバス道路に届いていない由ぶらりんのままなのである。

この裏道について自治会は、当初から「公道を復元せよ」と要望を出していたのだが、市は五十一年十一月、復元要求に対する回答を自治会に寄せてきた。それは「公道の復元は、全面的にやり直すと億の費用がかかって実現は無理なので、これにかわり現在使用されている裏階段の改修に努めたい」というもの。

自治会は、住民の道路の公益と災害時の避難路の確保の点から、現在の狭い道を拡幅して、少なくとも公道として見合う道路の復元ならばよい、との役員会の決定を市に伝えた。

消えた坂道もう一つ

《幻の坂道》 造成当時は一ノ一三ノ一四あたり(現在絶壁のところ)に金網がはってあるから幅約一・五mの階段(木で造成)の山道(図面C・D)がカーブを描きながら横須賀線法性寺踏切の近くへ下り、バス道路(国道一三四号)に連絡していた。ところがここも、国道沿いに宅造工事が行われて崖は絶壁となり、道は跡かたもなくなった。この道が健在ならば、少し急ではあるが避難路としても活用されるであろう。

《九十九階段》(通称、男坂) 昭和四十五(一九七〇)年、二度にわたり片側の土壌がくずれ、非常に危なくなつたため、自治会では一時通行止めにした。しかし、自治会の費用で改修するとなると大変なので、自治会役員

自治会のアンケートが大きな力となり、市が改修に着手することになったもので、全長一一・一m、幅一・五m。傾斜はゆるやかにし、自転車を手で押して上り下りできるよう、側面にスロープをつける、という案が出された。工事は昭和五十二(一九七七)年度に一、〇〇〇万円の前算で下の昇り口からはじめられ、五十五(一九八〇)年七月には、全面的な改修が終つた。

この改修にあたり、それまで会館わきの部分がなくて、上りのとき「胸つき八丁」になつていたのを、自治会の要望をいれ、現在の高さまで三・四m掘り下げられたので、以前に比べて「楽な坂道」になった。

なお、「階段の中央に手すりをつけるかどうかは、工事を終つた時点で検討したい」というのが市の考えであつたが、現在これはつけられていない。

会相談役と検討の上、前年の七月に施行された「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」を適用してもらうのがよい、ということになった。調査を待つて同法を適用、四十九(一九七四)年の六月から七月にかけ、階段の補修、側溝を深くする、最上段の水はけをよくするなどの改修が行われた。

昭和五十(一九七五)年七月、雨で中ほどの壁が大きく崩れて土が階段を埋め、ほとんど通れなくなつた。役員で撤去しようとしたが、危険なため消防署へ連絡、駆けつけた消防署員と深夜までかかつて土を片側に寄せた。翌日も応援にかけつけた人が協力、残土整理を行った。

崖くずれは、五十五年八月にも起こつてい

る。



通称、男坂



裏階段

からバス停披露山入口に通じる貴重な通路だが、狭くてぬかるむ。そこで昭和五十四(一九七九)年には自治会長らが市へ交渉に出かけた。しかし私道なので「地主と交渉してほしい。地主から要望されないと市は動けない」といわれた。地主は協力的で「皆さんが望むなら」といい、自治会では承諾書を市へ持参して拡幅と舗装を頼んだ。さらに老人会からの要望を受けて、手すりの取り付けも依頼した。女坂の整備が進み、手すりが十二日にわたって取り付けられたのは、同年十二月のことである。

その後、翌五十五年十月に落石があつた。五十六年には班長会で「暗い。特に茶屋から下が暗いので何とか」という意見が出され、亀が岡自治会の範囲ではないが話をすすめることにした。五十七年には新たに手すりを取りつけた。

水道

私設から県営へ

大型タンク建設でやっと移管

造成当時の上水道は「労信販専用水道」（私設）で、居住者はそれを分けてもらって使用、という形。したがって水道料金は労信販へ払い込んだ。しかしこの専用水道は大口契約のため料金はかなり割高であった。しかも居住者が入居しはじめて間もなくの昭和三十九年十二月に設置された小型の水道タンク（現在の会館のところにあつた）はよく故障した。停電で水が出なくなると自治会役員は打開に走りまわらざるを得なかったという。高かろう、悪かろうでは住民から苦情が出るのは当然で、自治会役員は、県の水道にするよう労信販と再三交渉した。労信販理事会は昭和四十一（一九六六）年ようやく県への移管を決め、新たに四千二百万円を負担、周辺の宅造業者と合わせて一億一千万円（自治協議会通信第四号）の工事費を県へ上納することを決め、移管に伴う工事をはじめたのは四十一年十一月のことであった。

工事は水道メーターを県条例に合ったものにするためメーターの交換、配管取り替え、バルブを新設するものであった。この工事のため各家庭では四千円〜一万円の出費をみた。名越切通し入口付近の現在地に、大型水道タンクの建設をはじめたのは昭和四十二年末のことである。ここは国指定史跡「名越切通し」の区域で、やたらに崩すわけにはいかない。そこで文部省の文化財保護委員会（当時）に働きかけ、「形状変更申請」を出し、ようやく一角だけ指定をはずしてもらい建設が認め

られたもので、完成までに二年間かかった、といういきさつがある。

このタンクで何世帯がまかなえるのか？

それは「一、二六〇戸分」（昭和五十年、県企業庁水道局逗子事務所の話）で、亀が岡のほかに南が丘、大洋不動産、浜銀住宅地もまかなえるという。これは建設にあたり労信販以外の業者からの「出資」があつたことと関連がありそうだ。

タンクは昭和四十三（一九六八）年に完成をみたが、自治会の大きな懸案であつた「県営水道への移管」は新しいタンクの完成を見越し前年の十二月二十五日に行われている。

ただ亀が岡の場合、給水管が幹線（二五〇）を除き一三〇管（通常は二五〇）で、材質も石綿管かビニール管（いずれも昭和四十年代には使用されなくなった管）のためか住宅地の高い地域（主に一、二、三班地域）には水の出の悪いところがあり、昭和五十年には調査結果を県企業庁水道局逗子事務所へ伝え圧力を調整するなど対策がとられたが、改善はなかなかであつた。

これら古い給水管は工法も適切ではなく、漏水事故を起したりしたので、自治会では企業庁に要請し、平成元年度から三年計画で鋳物管に取り替え中である。

側溝

雑な工事に手を焼く

「側溝よ、お前もか」

側溝も（「は」ではなく「も」）造成時の粗雑な工事のため、つなぎ目から水が漏れて地盤沈下を促進したり、擁壁がこわれたり、流れずによごんだり、といったところなし。住宅地

内の高いところから低いところへ、と落差のあるところはともかく、これをつなぐ横の側溝は「スリ鉢状で流れず」のところが多く、ヘドロがたまり、ところによっては浄化槽から不完全浄化のまま流れこんだのがよごんだりする。

亀が岡住宅地の造成に当たっては三つあつた山を崩し、低地に盛り土して造つたため、場所により地盤が沈下、これが側溝の流れ不良に拍車をかけた。

これについては自治会も昭和四十五（一九七〇）年に

「造成六年を迎えて側溝等のイタミがはげしく困っておりますが、今のところ我々の私道ですの、側溝のシマリや具合の悪いところはお互いに近所の方々と協力し合つて清掃等をして下さい。これらは道路を市へ移管するまでの間御辛抱下さい」

と住民に要望を出し、自治会も清掃の励行で対処してきた。道路が市へ移管（四十八年）のあと、五十年には、道路とともにも側溝の改修について市へ陳情した。陳情とともに住宅地内のあちこちにヘドロを入れる缶を設置した。ヘドロを入れた缶を市に回収してもらう方式で、回収もれについては市へ督促してきた。

その後毎年のように改修を市に要請する一方、五十四年には側溝にゴミ止め器を設けたりした。市の工事も徐々に進められた。ただ、公共下水道が完備すると、側溝が不要になるので、改修は「二重投資」になりかねない。市側にはそのような気づかいもみえるので、自治会は実態調査のうえ、「改修は切実で緊急を要する。工事を早く」と要請、緊急修理があちこちで行われた。

昭和五十五（一九八〇）年には、市は「二

重投資はできないが、下水道工事と並行して道路側溝補修を行う」といい、翌五十六年九月には「側溝整備に使用するのはU字溝。これを全部に入れ、フタをしてコンクリートで縁をとり段差をなくす、アスファルトも打ち直す」と説明した。

さらに五十八年には「側溝の工事は国庫補助事業。フタをするのは対象外であるが、交通安全のために道幅をひろげるという観点からフタをするようにしたい」という意向を自治会に伝えてきた。その後、折にふれ、役員が側溝を点検、具合の悪いところを市へ連絡し、改修工事が逐次行われてきた。

公共下水道

工事促進の陳情続く

昨年ようやく6割整備

自治会では昭和五十(一九七五)年ごろから取り上げられはじめ、五十二年十一月、居住者を対象に行ったアンケート結果の中に「下水道工事の促進」が出てくる。このアンケートは、自治会活動がテーマで、「自治会に何を望むか。回覧板をみるか、会報の回数」などを問うたもので、最後の「その他の要望事項」に「下水道」が出てくる。件数は「犬猫の放し飼い、フンの禁止」第3中学などに次いで多く、このところからかなり要望のあったことが認められる。

翌五十三年三月には、自治会長らが市を訪れ、市内の進捗状況の打診かたがた促進を要請した。これに対し下水道部長から次のような説明があった。

一、逗子旧市内の下水道工事はほぼ終わっている。

一、亀が岡関連では、披露山バス停付近に分水嶺があり、パイプを深く埋めて処理場につながるか、いったん大洋不動産側に落とし改めて約四〇〇メートルの落差を圧送するか、について県と協議中である。下水道工事は六〇年度までに完成の予定。

このような説明を受けて自治会では、同年九月、下水道工事促進について小坪七地区合同の陳情書を市長に提出、さらに翌五十四年初めには工事促進について、六四四人の署名(亀が岡一、三六三、亀が岡東一七二、小坪ハイツ一〇九)を集め、同年三月市長、市会議長あてに提出した。それには小坪地区の実情を次のように訴えている。

小坪地区は宅造によって人口が急増し、排出される汚水は小坪川を通じて小坪湾にそそぐ。そのため小坪川や小坪湾はヘドロが沈澱して悪臭を発生し、海水を汚している。ハエやカも発生している。とりわけ亀が岡は不完全浄化の汚水が側溝に排出され、しかも排水が悪いためヘドロ状の汚物があふれ、不衛生はなほだしいので公共下水道の促進が望まれる。幹線工事と同時に枝線の工事を進めてほしい。早期完成には、特別起債も考慮してほしい。下水道特別委員会を検討することを望む。

これに対し市長から「昭和五十六年には亀が岡バス停のあたりまで幹線が入る予定。小坪もできるだけ早く完成させたい」との言明があった。

役員会の要請により、亀が岡関連の工事の着工は、本管、枝管とも昭和五十五(一九八〇)年に繰り上がった。本管工事は亀が岡バス停トキワストアまでの三八〇メートル、枝管工事はウシオ興産一六道路を直線で井上商店の二段上の十字路まで五三〇メートル。この工事と併行して道路、側溝、水道の補修も進められた。

その後も自治会は毎年のように工事の促進を陳情、工事も毎年進められた。亀が岡住宅地内の下水道の総延長は六、八〇〇メートルで、そのうち昭和六十二(一九八七)年度末までに二、八〇〇メートルが完成(進捗率四五%)。ちなみに同時期の逗子市内の進捗率は七〇%、平成元年度末までに四、三〇〇メートルが済み、残る二、五〇〇メートルが整備完了するのは平成五(一九九二)年ごろになる見込みである。

なお、下水道法によると、公共下水道が設けられると、汲み取り式のところは三年以内に水洗化を図らなければならないことになっている。市は下水道埋設地区は衛生上の問題もあり、早く水洗化するように要望している。

公園

狭いが利用さまざま

昭和48年、市へ移管

完工式が行われたのは昭和四十(一九六六)年一月十五日で、労信販から自治会に引き渡された。しかし、道路舗装や新水道タンク建設等の資金不足に悩む労信販は、がけ地や緑地の切り売りを行い、一つだけになった公園も処分したい意向を示した。昭和四十三年のこと、自治会では「売られては困る」と強く反対し、とりやめさせたといういきさつがある。公園が市へ移管されたのは昭和四十八(一九七三)年(登記は六十二年)である。

公園に桜が植えられたのは完工して間もなくのころ。栃木県小山市の「日本花の会」から市の推薦により、苗木五十本が亀が岡に寄贈され、住宅地周辺や希望した個人のほか、公園に植えられた。JR逗子駅前のロータリーをいろいろの桜は、このとき小山市から贈ら